

碧南市新築住宅建設等促進補助金Q & A

碧南市新築住宅建設等促進補助金について

「補助金の対象になるか？補助金額はいくらか？」

を申請前に以下のQ & Aにてご確認ください。

1 以下の問いにお答えいただき、補助の対象となるかご確認ください。

《問1》 建替えですか？

- (1) はい ⇒ 問2へ
- (2) いいえ ⇒ 問3へ

《問2》 取壊した住宅・新築した住宅に、碧南市民間住宅耐震改修等補助金（建替事業）を受けていますか？（申請者以外が補助金を受けた場合も含む。）

- (1) はい ⇒ ×補助の対象になりません
- (2) いいえ ⇒ 問3へ

《問3》 新築住宅等の名義人かつ当該住宅に住所変更し、現に居住していますか？

- (1) はい ⇒ 問4へ
- (2) いいえ ⇒ ×補助の対象になりません

《問4》 専用住宅（居住のための住宅）ですか？

- (1) はい ⇒ ○補助の対象になる可能性があります
- (2) いいえ ⇒ 問5へ

《問5》 自ら居住する部分の割合が新築住宅等の床面積の2分の1以上ですか？

- (1) はい ⇒ ○補助の対象になる可能性があります
- (2) いいえ ⇒ ×新築補助の対象になりません

【三州瓦利用促進加算の対象になるかを確認してみましょう】

《問》 碧南市内に本社又は工場を有する事業所が生産した瓦を屋根材としている？

- (1) はい ⇒ ○加算の対象になる可能性があります
(面積 m^2 ×600円（上限10万円）)
- (2) いいえ ⇒ ×加算の対象になりません

2 補助金の額（概算）はいくらになる？

○新築住宅建設等促進補助金

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{A：家屋の評価額} \\ \text{円} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{B：面積割合} \\ \% \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{C：持分割合} \\ \% \end{array}} \times 0.7\% = \text{補助金額}$$

(※補助金額に100円未満の端数が生じた時は切捨て)

A 家屋の評価額

固定資産税・都市計画税課税明細書(a)または名寄帳兼課税台帳(b)に記載された家屋の評価額 例：1,250万円

B 面積割合

(1) 新築住宅等が居住専用の場合 ⇒ 100%

(2) 居住用以外の面積がある場合 ⇒ 建築面積に対する居住用部分の面積割合

例：建築面積 150 m²、居住用面積が 100 m²の場合 ⇒ 100 m²/150 m² × 100 = 66.6%

C 持分割合

(1) 新築住宅等に持分割合がない場合 ⇒ 100%

(2) 新築住宅等に持分割合がある場合

⇒持分割合の%（新築住宅等に居住する複数人に持分割合があれば合算）

例：夫＝持分 10 分の 5、妻＝持分 10 分の 3、夫の父＝持分 10 分の 2（別住所）

⇒夫の持分＋妻の持分＝10 分の 8・・・80%（別住所である夫の父は除きます）

例に示した場合の補助金額（概算）は、以下のとおりとなります。

⇒A（1,250万円）×B（66.6%）×C（80%）×0.7% = 46,600円（100円未満切捨て）

○三州瓦利用促進加算

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{瓦使用面積} \\ \text{m}^2 \end{array}} \times 600 \text{円} = \text{加算額}$$

例：市内に本社又は工場を有する事業所が生産した瓦を屋根材とし使用（50 m²）

⇒50 m² × 600円 = 30,000円

※補助金の総額（概算）は、46,600円＋30,000円＝76,600円となります。